h)　第一地域の470-694MHzの周波数帯における既存業務の保護を容易にするために、ITU-R勧告 M.2090は694-790MHzの周波数帯で運用するIMT移動局の具体的な不要輻射限界を規定していること。

i)　ITU-R勧告M.1036が、無線通信規則の中でIMTに特定した周波数帯域における地上系IMTを実現するための周波数配置を規定し、694-960MHzの周波数帯における周波数配置を規定していること。

j)　決議第232（WRC-12）に従って、ITU-Rにより実施された研究によれば、基地局からの個々の混信は放送との調整を必要としなかったものの、混信の累積効果の影響は大きい可能性があることが示されたこと。一方、実際問題としては、累積混信の影響はより小さい可能性があること。

k)　第5.312号に掲げた国々のARNSに関し、第9.21号に基づき得られた合意として相互協力合意が主管庁の間で既に得られており、引き続き使用されること。

l)　第一地域では、相当数の国々が、放送及び番組制作に付随するアプリケーションを導入しており、放送業務の日常のコンテンツ制作のツールとなっていること。

以下に留意し、

a)　一部の主管庁は、694-790MHzの周波数帯の全部又は一部をIMTで使用すると決定する可能性がある一方、他の国々は同帯域に同じく分配された他の業務を継続して運用する可能性があること。

b)　694-790MHzの周波数帯におけるIMTの導入時期は、国ごとに異なるであろうこと。

c)　第一地域の一部の国ではIMTのため694-790MHzの周波数帯の使用を調和させるべく、470-790MHzの周波数帯のGE06デジタルプランを変更済又は変更中であるが、第一地域のその他の国ではまだ変更作業が始まっていないこと。

d)　GE06合意の§ 5.1.3に示された条件に基づき、GE06プランの中のデジタルエントリは、移動業務における送信にも使用される可能性があること。

e)　一部の国々では、放送及び番組制作に付随するアプリケーションは、694-790MHzの周波数帯の一部を用いて運用される可能性があること。

f)　電子的ニュース取材（ENG）[1]のための周波数帯及びチューニング幅を世界的／地域的に調和させることができる解決法に関するITU-Rの研究が必要とされており、ITU-R決議第59はこのような研究の枠組みを提供するものであること。

以下を決議し、

1　移動業務（航空移動業務を除く。）による第一地域の694-790MHzの周波数帯の使用は、第5.312号に掲げた国々のARNSに関し第9.21号に基づき合意を得ることを条件とすること。また、この点に関し、694-790MHzの周波数帯のARNSにより移動業務が混信を受ける主管庁を第9.21号に基づき特定する際の判断基準は、本決議の付属書に規定されていること。

2　第一地域及びイランに関し、

2.1　主管庁間の調整が行われるとき、GE06地域合意に含まれる汎用事例NBに適用できる放送業務の保護のための保護比率は、25kHz帯域の移動システムのみに使用されなければならない。別の帯域が使用される場合にあっては、関連する保護比率はITU-R勧告 BT.1368及びBT.2033にあること。

2.2　決議第232（WRC-12）に呼応してITU-Rが実施した共用研究の結果に特に注目するよう、主管庁に要請すること。

3　694-790MHz の周波数帯の移動業務と470-694 MHzの周波数帯の放送業務との間の隣接チャネル混信に関しては、

3.1　一国内の隣接チャネル混信は、各主管庁が国内問題として対処する必要があること。

3.2　隣接チャネル混信は、関係主管庁の間で相互に合意できる評価基準又は関連するITU-R勧告に規定される基準（放送業務との共用が関係する場合にはITU-R 勧告BT.1368、BT.1895 及びBT.2033並びにM.2090の最新版を参照のこと。）を必要に応じて使用し、対処すべきこと。

以下をITU無線通信部門に要請し、

1　694-790MHzの周波数帯におけるIMTの導入に関し入手した情報を検討し、ITU-R報告を必要に応じて策定すること。

2　ITU-R決議第59に基づき、放送及び番組制作に付随するアプリケーションの実現に関する研究を進めること。

以下を無線通信局長に要請し、

電気通信開発局長との協力の下に、移動業務への新しい分配を行おうとしている開発途上国を支援し、これらの主管庁がその必要性に応じ、GE06エントリの変更を決定できるよう援助すること。

以下を主管庁に要請し、

1　694-790MHzの周波数帯におけるIMTの導入に関し、例えば、干渉軽減手法の導入を含めた情報をITU-Rに提供すること。

2　累積混信のおそれを除くため、必要に応じて、相互に情報交換を行うこと。

3　694-790MHzの周波数帯のうち、移動業務その他の一次業務のアプリケーションで使用されていない部分において、放送及び番組制作に付随するアプリケーションの使用を検討すること。

以下を無線通信局長に指示する。

本決議を実行に移し、適切な措置をとること。

[1]　ITU-R決議第59におけるENGは、地上電子的ニュース取材、電子的スタジオ外番組制作、テレビジョン中継放送、無線ラジオマイクロホン、ラジオ中継制作及び放送など、放送に付随する全てのアプリケーションを含む。

決議第760(WRC-15)の付属書　第5.312号掲載の国々の航空無線航行業務に関し、694-790 MHzの周波数帯において影響を受ける可能性のある主管庁を特定するための判断基準

第5.312号記載の国々で運用される航空無線航行業務(ARNS)に関し、第9.21号に基づき、移動業務に関する合意形成手続を適用する中で、影響を受ける主管庁を特定するためには、下記の調整距離（移動業務の基地局と影響を受ける可能性のあるARNS局との間）が使用されなければならない。

無線通信局（BR）に通報を行う主管庁は、その通報の中に、既に二国間協定を締結した主管庁の一覧を含めることができる。BRは、第9.21号に基づく調整が必要となる主管庁を決定する際にこの情報を考慮する。

1　基地局が、758-788MHzの周波数帯のみで送信し、また、703-733MHzの周波数帯のみで信号を受信する周波数分配計画に基づく移動業務に使用される場合

表1

ARNS局	システムタイプコード	受信移動業務基地局の調整距離（km）	送信移動業務基地局の調整距離（km）
RSBN（地上受信機）	AA8	–	70/125/175*

* 90% ≤ 陸上パス ≤ 100% / 50% ≤陸上パス < 90% / 0% ≤陸上パス < 50%.

2　その他の場合

表2

ARNS局	システムタイプコード	受信移動業務基地局の調整距離	送信移動業務基地局の調整距離（km）